

1997年3月



The Britannia Steam Ship
Insurance Association Limited

クラス 3 (P&I) メンバー各位

石炭の運送 (Carriage of Coal)

掲題につき以前に差し上げた(P&I国際)グループのサーキュラーをご参照いただきたい。

1991年9月グループはIMOの固体(非液体)ばら積み貨物安全取り扱いコード(BCコード)中、石炭に関する項目の改正につきその詳細をサーキュラーでお知らせした。その後1994年2月、グループはサーキュラーで、石炭の自然発熱を察知する手段として一酸化炭素(ガス)をモニターする手順の調査に関してIMOの海事安全委員会が出した報告にご注意いただくようお願いした。調査はこの程終り、IMOはBCコード1994年版の補遺としてその再訂部分を発行した。

IMOは、行政当局その他関係団体がこの改正の通知を受け、次いでこれら団体が船主、オペレーター、船員、荷主、ターミナル・オペレーターその他関係者すべてにこの改正に注意を促すよう求めている。この新たな改正を自国の法律に取り入れるか否かは各国政府の判断に委ねられている。

現行の規則では、石炭を運送する船舶は、船艙中のメタン、酸素、一酸化炭素の濃度を検出する機器や、サンプルとして採取したビルジのペーハーを測定する機材を備えていなければならない。今回の新改正コードではさらに、積み荷上部の船艙内大気を、船艙に立ち入ることなく計測できる機器をも装備することを求めている。この改訂条項には、この目的に適切な機器の配置図が付されている。

BCコードはまた、これら機器が定期的な手入れや調整を受け、本船乗組員がその操作に習熟するよう求めている。このようにして、本船が必要なテスト機器を備え、乗組員がモニター作業の実施に先立ちこの機器操作のための訓練を受けることが必要となる。テスト機器に関する情報は、お望みならば当クラブより差し上げることができる。

コードは、荷主かその代理人が船積み開始前に、船長に対して貨物の特性および貨物の船積みや輸送の安全のため望ましい荷扱いの手続きを、書面で通知すべきであると繰り返し強調している。この通知には含有水分、硫黄分、石炭塊の大きさなど契約上の貨物の特性、中でも特に貨物がメタンの発生や自然発熱の傾向を有するか否かが最低限記載されるべきである。

今回付録Gとして新たに追加されているのは、機器のテストのための手続きとともに必要な、モニターのための手続きの詳細である。テストの頻度は、荷主より得た情報(貨物の特性など)と、積載船艙の大気分析の結果により定められよう。(船艙大気中の)一酸化炭素のレベルが上がれば、貨物発熱の危険が高まっている惧れがあり、専門家に助言を仰ぐべきである。然しながら、温度計測機器は、石炭の船積み時の温度から始ま

裏面へ続く

って航海中の温度変化の始終を、積載船艙に立ち入ることなく計測できるよう設置されていなければならない。

石炭に関する(コード)改正部分の詳細は直接IMOより入手できるが、入手が困難な向きは直接当クラブにご請求いただきたい。このサーキュラーは、コードの要求する事項の一部を取り上げてご注意を促すものに過ぎない。

このサーキュラーは、本件に付きこれまでに差し上げたサーキュラーのすべてに優先する。

以上

本サーキュラーは国際グループ所属の全P&Iクラブより発行される。